

只木ゼミ夏合宿第3問

甲は、令和元年7月16日頃、Aに対して、Aが契約に違反したので違約金を支払う義務が生じた旨のうそを言って現金150万円の交付を要求した。

その後、Aは、うそを見破り、警察に相談して騙されたふり作戦を開始し、現金が入っていない箱を指定された場所に発送した。一方、乙は、同日24日以降、騙されたふり作戦が開始されたことを認識せずに、甲から報酬約束のもとに荷物の受領を依頼され、それが詐欺の被害金を受け取る役割である可能性を認識しつつこれを引き受け、同日25日、八王子市某所の空き部屋(指定された場所)で、Aから発送された現金が入っていない荷物を受領し、同日中に、甲に引き渡し、その時点で警察が逮捕した。甲は、箱の中身に現金が入っていなかったら、乙に報酬金を支払わないつもりだった。

甲と乙の罪責を検討せよ。

参考裁判例:最高裁平成29年12月11日第三小法廷